

3 2 1 証券・交付内訳書・印鑑票・氏名等届出書の受入

事務手順	取 扱 要 領
①証券・交付内訳書等の受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務局から証券・交付内訳書の送付を受けたときは、証券の受入手続きをする。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 3 1 2 ②参照・証券の受入 * 業務局から送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券等と一緒に同証券と同枚数の見本証券（印鑑票毎配付分）の送付も受ける。なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）の受払については見本国債証券類保管目録への記載を要しない。 * 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、証券・交付内訳書は、業務局から代理店に送付される。 ○ 受入れた証券・交付内訳書について、次のことを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> ● 交付内訳書の交付取扱店欄に自店の店名が記載されているか ● 国債名称・記号・券面種類が一致しているか <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 証券の記載に誤りがあるとき・3 2 3 - 1 参照 * 送付を受けた証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、当該証券と一緒に同証券と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けていることを併せて確認する。 ○ 業務局から記名国債証券印鑑票送付先一覧の送付を受けたときは、交付取扱店欄に自店の店名が記載されているかを確かめる。 <ul style="list-style-type: none"> * 印鑑票送付先一覧は、証券・交付内訳書と別に送付される。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 印鑑票送付先一覧により記名国債証券印鑑票等送付書を作成するとき・3 1 3 ① 参照

交付内訳書等の例示

付せん

9 8		行 請 求 内 訳 書		
国債名称		第二十二特給国		
令達日付		平成 19 年 10 月 3 日		
令達番号		財理二十二給国第 1 5 号		
交付取扱店		日本銀行〇〇代理店		
内訳書枚数		1		
証券枚数		2		
城特 E 裁定 000025		甲 野 花 子	"	〇〇 郵便局
北特 E 裁定 000026		乙 田 一 郎	"	ゆうちょ銀行〇〇支店
北特 E 裁定 000027		丙 野 太 郎	"	ゆうちょ銀行〇〇出張所

第二十二回特別給付金国庫債券		
取扱財務局等の 名 称	交付取扱店 の 名 称	代 理 受 領 者 (市区町村長等名)
〇 〇 財 務 局	日 本 銀 行 〇 〇 代 理 店	〇 〇 市 長

人	償 還 金	※証券番号	備 考
主 地	支 払 場 所		
県〇〇市	〇 〇 郵 便 局	0741407	
	〇 〇 郵 便 局	0741408	
	ゆうちょ銀行〇〇支店	0741409	
	ゆうちょ銀行〇〇出張所	0741410	

注 ※印欄は、日本銀行で記載するものである。

枚数及び金額 4 枚 8,000,000 円

印鑑票送付先一覧の例示

記名国債証券印鑑票送付先一覧

(本一覧を利用する場合の留意事項)

・複数の都道府県に存在する同一名称の郵便局については、識別されていませんので、印鑑票の送付にあたっては、印鑑票の「償還金支払場所」欄に記載されている都道府県名を必ず確認してください(確認後、(*)欄にチェックしてください)。

交付取扱店	日本銀行●●代理店
-------	-----------

代理受領者	償還金支払場所 (*)	国債名称	枚数	計	
A市長	○○郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	2	1,237	
		第十回特別弔慰金国庫債券	1,234		
		第二十七回特別給付金国庫債券	1		
	□□郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	10	12	
		第十回特別弔慰金国庫債券	2		
	△△郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	2	6	
		第十回特別弔慰金国庫債券	3		
		第二十七回特別給付金国庫債券	1		
	合計		第二十八回特別給付金国庫債券	14	1,255
			第十回特別弔慰金国庫債券	1,239	
			第二十七回特別給付金国庫債券	2	
	B町長	××郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	5	21
第十回特別弔慰金国庫債券			13		
第二十七回特別給付金国庫債券			2		
第二十二回特別給付金国庫債券			1		
□○郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	7	8	
		第二十七回特別給付金国庫債券	1		
○×郵便局		第十回特別弔慰金国庫債券	4	4	
合計			第二十八回特別給付金国庫債券	5	33
		第十回特別弔慰金国庫債券	24		
		第二十七回特別給付金国庫債券	3		
		第二十二回特別給付金国庫債券	1		
C町長	△○郵便局	第二十八回特別給付金国庫債券	1	4	
		第十回特別弔慰金国庫債券	3		
	×○郵便局	第十回特別弔慰金国庫債券	3	3	
	□△郵便局	第十回特別弔慰金国庫債券	2	2	
	合計		第二十八回特別給付金国庫債券	1	9
		第十回特別弔慰金国庫債券	8		

以上

- 本一覧中「印鑑票」とあるのは、「印鑑票または氏名等届出書」と読み替える。
- 随時廃棄

② 交付照合用の
印鑑票・氏名等
届出書の受入
など

○ 財務局（事務所）から、自店を交付取扱店とする記名国債証券印鑑票または氏名等届出書の送付を受けたときは、次のことを確かめ、交付照合用の印鑑票または氏名等届出書として受入れる。

* 前記①による証券の受入後相当日数（おおむね10日）を経過しても印鑑票または氏名等届出書が到着しないときは、財務局（事務所）へ照会する。

* 事務集中センター等において記名国債証券交付事務を行う場合であっても、印鑑票または氏名等届出書は、財務局（事務所）から代理店に送付される。

● 送付書（財務省で定められている様式のもの）に自店の店名が記載されているか

● 送付書に記載の国債名称・枚数と一致しているか

○ 送付書に添付されている領収証書に受領日付を表示したうえ、速やかに財務局（事務所）へ送付する。

* 送付書は随時廃棄してよい。

○ 印鑑票または氏名等届出書が、交付内訳書に記載の国債名称、記号、券面種類、記名者（受取人）の氏名、支払場所と一致していることを確かめる。

* 印鑑票または氏名等届出書の裁定通知書の記号及び番号欄に裁定通知書の記号・番号が記載されていても、交付内訳書に記載の裁定通知書の記号・番号との照合を要しない。

* 氏名等届出書（第二十九回特別給付金国庫債券にかかるものを除く。）については、交付内訳書に記載の記名者（受取人）の氏名および支払場所との照合を要しない。

⇒ 記載事項が一致しないとき・323-1 参照

送付書・領収証書の例示

—財務省で定められている様式—

送付書				領収証書			
番号		第十一回		国庫債券印鑑票		2枚	
1-6		特別引当金					
内 訳				内 訳			
令達番号及び月日	通し	頁	枚数	備考	頁	枚数	備考
〇〇 3年10月4日	7		2		2		
令和3年10月18日				3.10.19			
日本銀行〇〇代理店 御中				年 月 日			
△△財務局長				財務局			
〇〇〇〇				御 中			
〇〇〇〇				日本銀行〇〇代理店			

受領日付を表示する。

● 随時廃棄

印鑑票にかかる送付書と氏名等届出書にかかる送付書は、別葉で作成される。

送付書				領収証書			
番号		第二十九回		国庫債券氏名等届出書		2枚	
1-6		特別給付金					
内 訳				内 訳			
令達番号及び月日	通し	頁	枚数	備考	頁	枚数	備考
〇〇 3年10月4日	7		2		2		
令和3年10月18日				3.10.19			
日本銀行〇〇代理店 御中				年 月 日			
△△財務局長				財務局			
〇〇〇〇				御 中			
〇〇〇〇				日本銀行〇〇代理店			

受領日付を表示する。

● 随時廃棄

③印鑑票・氏名等届出書への証券番号の記載など

- 証券または交付内訳書により該当する印鑑票または氏名等届出書の番号欄に証券番号を記載する。
 - 交付内訳書により印鑑票または氏名等届出書の番号欄に証券番号を記載する場合には、記載した証券番号が一致するかを証券により確かめる。
 - 遺族国庫債券の印鑑票など、印鑑票に証券の記号・額面金額・支払期日が記載されていないときは、これらを証券により記載する。
 - 証券の記号・支払期日と異なる印鑑票または氏名等届出書が使用されているときは、証券によりこれらの訂正を要することがある。

訂正方法

70	記号
60 .6.15渡	ろ
71	額面金額
70 .6.15渡	30万円
	番号
	1 2 3 4 5 6 7
	1 2 3 4 5 6 6

④証券・印鑑票・
氏名等届出書・
交付内訳書の
整理保管

○ 証券は、他の証券類と区分して交付するまで自店において整理保管する。

* 前記①において見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）は、証券類の取扱いに準じ、容器に収容のうえ、金庫に格納保管する。このとき、袋表示の区分には、「見本国債証券類」と表示し、枚数を記載する。なお、前記②により財務局（事務所）から交付照合用の印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けたときは、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を当該印鑑票等（印鑑票等毎配付分）に添付して整理保管することができる。ただし、この方法による場合は、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の現在枚数を適宜の方法により明らかにしておくこと。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において証券を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の証券を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。

⇒ 144参照・証券の整理保管

○ 交付照合用の印鑑票または氏名等届出書は、自店備付けの印鑑票または氏名等届出書と区別して袋類に納めるなど散逸しないよう整理し、交付手続きが完了するまで適宜の方法により現在枚数を明らかにして自店において保管する。

● 保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに保管する。

* 印鑑票または氏名等届出書は、証券交付後支払場所へ送付することとなる。送付する印鑑票または氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票または氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も支払場所へ送付することとなる。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において交付照合用の印鑑票または氏名等届出書を保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の交付照合用の印鑑票または氏名等届出書を保管するときは、代理店ごとに区分して保管する。

○ 交付内訳書は、業務局からの付せん（国債名称、証券枚数などが記載された合計票）をつけたまま散逸しないよう整理し、交付手続きが完了するまで自店に保管する。

なお、交付内訳書は、証券を交付するまで証券と一緒に袋入れしてもよい。

* 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、当該事務集中センター等において交付内訳書を保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の交付内訳書を保管するときは、代理店ごとに区分して保管する。

* 事務集中センター等において交付内訳書を保管する場合にも、業務局からの付せんをつけたまま保管する。この場合、各付せんの交付内訳書にかかる一部の代理受領者（直接交付の場合には、記名者。以下321において「代理受領者等」という。）についてのみ事務集中センター等において郵送による証券の交付（以下321におい

て「郵送交付」という。)を行い、他の代理受領者等については代理店の窓口における証券の交付(以下321において「窓口交付」という。)を行うときは、次のとおり取扱う。

- ・ 郵送交付分または窓口交付分のいずれかの代理受領者等分の頁の写を作成したうえ、事務集中センター等または代理店のいずれかは当該写により記名国債証券交付事務を取扱う。この場合、交付内訳書の本書の当該頁(複数頁あるときは、最初の頁)の適宜の余白に、その旨(「事務集中センターで交付のため写を作成」など)を記載する。
 - ・ 当該写にかかる交付が完了した後、当該写は、交付内訳書の本書とともに事務集中センター等または代理店において保管する。
- * 国債証券類送付書は、後記327(交付事務の月分取まとめ)の交付状況報告表の作成資料となるので、月分取まとめ事務を行うときまで自店において整理保管しておく。
- * 記名国債証券交付事務を事務集中センター等において行う場合には、月分取まとめ事務を行うときまで当該事務集中センター等において国債証券類送付書を整理保管することができる。この場合、当該事務集中センター等において複数の代理店分の国債証券類送付書を整理保管するときは、代理店ごとに区分して整理保管する。